

令和5年度中津川市障害者就労施設等からの物品等調達方針

1 趣旨

中津川市では、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）」第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を、次のとおり定める。

2 適用範囲

この調達方針は、市の全ての部署が物品等を調達する場合に適用する。

3 調達方針の対象となる施設等

この調達方針の対象は、障害者優先調達推進法第2条第2項から第4項までに規定する以下の施設等とする。

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく事業所・施設等
 - ① 就労移行支援事業所
 - ② 就労継続支援事業所（A型、B型）
 - ③ 生活介護事業所
 - ④ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）
 - ⑤ 地域活動支援センター
 - ⑥ 小規模作業所
- (2) 障がい者を多数雇用している企業
 - ① 「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく特例子会社
 - ② 重度障害者多数雇用事業所（以下の要件の全てを満たすもの）
 - ・障がい者の雇用者数が5人以上
 - ・障がい者の割合が従業員の20%以上
 - ・雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上
- (3) 在宅就業障がい者等
 - ① 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者（在宅就業障がい者）
 - ② 在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

4 調達対象となる物品等

調達対象となる物品等は、分野を限定することなく障害者就労施設等が供給可能な物品等とする。

特に重点的に調達を推進すべき物品等については、次のとおりとする。

- (1) 物品
 - ・食品類、生活雑貨、縫製品、農作物
- (2) 役務
 - ・分別作業、回収作業、清掃作業、軽作業

5 調達における基本的な事項

- (1) 物品等の調達については、予算の適正な執行及び公正性に留意しつつ、全庁的に取り組むものとする。
- (2) 物品等の調達については、可能な限り市内の障害者就労施設等からの調達に努める。
- (3) 物品等の計画的な発注を行うとともに、障害者就労施設等の特性に配慮した納期の設定に努める。
- (4) 物品等の調達については、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号、中津川市契約規則などの関係する規定により随意契約の活用を努める。
- (5) 各部署が調達を円滑に進めることができるよう、社会福祉課は障害者就労施設等の提供可能な物品等の情報を収集し提供する。

6 調達目標

令和5年度の調達目標額は、次のとおりとする。

区分	目標額（千円）
物品	580
役務	16,500
計	17,080

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 調達方針は、予算や事業等を勘案して毎年度見直しを行い、市ホームページ等で公表する。
- (2) 調達実績については、翌年度取りまとめを行い、市ホームページ等で公表する。

8 その他の事項

- (1) 物品等の調達のほか、市の施設又は各種イベント等において、障害者就労施設等の物品販売機会の確保に努める。
- (2) 障害者就労施設等の物品等の受注機会を拡大するため、市内事業所、関係団体等への周知に努める。
- (3) 調達方針に関する担当課は、市民福祉部社会福祉課とする。